

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

(注) 以下の記載中の条文番号は、特に記載のない限り、銀行告示の該当条項を指します。

番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行告示 第1条第 七号の3	<p>暫定規則において、適格中央清算機関の適格性の要件の一つとして、適切な「金融市場インフラのための原則（CPSS-IOSCO Principles for Financial Market Infrastructures、以下FMI原則）」に則った規制を適用し、適切に監督するとともにそのことを『公表している』ことが規定されている。</p> <p>改正告示が施行される予定である2013年3月末までに各国において斯かる情報を「公表している」ことが確認できない場合に備え、経過措置等を検討頂きたい。</p>	<p>ご指摘の通り、暫定規則においては、FMI原則と統合的な規制・監督に付され、その点が公表されていることが、適格中央清算機関の要件として規定されています。</p> <p>FMI原則に基づく規制・監督の枠組みについては、2012年末を目標として各国で整備することが求められていることから、各国にて適切に準備が進められていると認識しております。</p> <p>しかしながら、本暫定規則の前提となる他国のFMI原則への対応状況については注視していく方針としております。</p>
2	銀行告示 第1条第 七号の3	<p>適格中央清算機関については、「銀行が第270条の8第2項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者」が前提となっている。</p> <p>他国において、バーゼル3の実施に向けた対応が予定通りなされていない場合、当該国の中央清算機関が一律適格中央清算機関以外の中央清算機関として扱われることとなり、不合理な取扱いとなる懸念が生じることから、経過措置等、状況に応じた対応を検討頂きたい。</p>	<p>適格中央清算機関の要件としては、銀行がリスクセンシティブ手法に必要な情報を得られることであり、バーゼル3が未実施の国の中央清算機関が一律適格中央清算機関以外の中央清算機関に該当するものではありません。</p> <p>しかしながら、暫定規則において、当該要件に係る経過措置等が定められていない中、本暫定規則の前提となる中央清算機関の準備状況については注視していく方針としております。</p>
3	銀行告示	直接清算参加者が間接清算参加者に清算取次ぎ等を提供する	直接清算参加者が中央清算機関のデフォルト

番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	第1条第37号の3	<p>場合であって、中央清算機関がデフォルトに陥った場合に取引価値の変動から生じる損失について間接清算参加者に補償する債務が直接清算参加者がないときには、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーについて資本賦課を行わなくてもよいのか、明確化頂きたい。</p>	<p>に伴う損失を間接清算参加者に補填する必要がある場合については、エクスポージャーとして認識する必要は無いものと考えられます。</p>
4	銀行告示第1条第37条の4	<p>「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産の割合のことをいい、債務だけでなく債権も関係します。</p> <p>また、中央清算機関の存在意義は、債務を負担するだけでなく、債権を保有することにより、両者を相殺して市場全体のリスクを低減することにあります。</p> <p>したがって、「債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約」を「債務又は債権を、引受け、譲受け、更改その他の方法により負担又は保有させる契約」とするべきだと思います。</p>	<p>金融商品取引法・商品先物取引法における金融商品債務引受業・商品取引債務引受業の定義を踏まえると、その相手方となる者である直接清算参加者の定義としては、改正案を維持するのが適切と考えられます。</p>
5	銀行告示第139条の2他	<p>標準的手法採用行が直接清算参加者として清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、信用リスク・アセットの額に一定の掛目を適用することができる規定となっている。</p> <p>暫定規則では、EADに対して掛目を適用することとなることから、CVAリスク相当額算出時にも、当該掛目を勘案したEADを使用可能と認識しており、同様の取扱いが可能な旨、確認させて頂きたい。</p>	<p>貴見の通りです。ご意見を踏まえ、関連条文を修します。</p>
6	銀行告示	適格中央清算機関以外（適格中央清算機関以外の中央清算機	適格中央清算機関以外への清算取次等に伴う

番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	第139条の2他	関、外部のブローカー等)への清算取次ぎ等に伴う間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、リスクのマーヅン期間はどのように扱うのか、明確化頂きたい。	間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、通常の相対取引と同様の取扱いとなります。
7	銀行告示第270条の2第1項第2号他	<p>“ロ”に規定される要件については、「間接清算参加者が清算取次ぎ等を委託している(後略)」場合のみならず、間接清算参加者が取次ぎを委託している場合も含められる必要があるのではないか。</p> <p>また、本件改正告示案においては、その他の条文においても「清算取次ぎ」という文言が用いられている箇所がございますが、必ずしも清算取次ぎに限定した規定とする必要はなく、通常の取次ぎ委託を行う顧客も含まれるべきではないか。</p>	ご意見を踏まえ、関連条文を修正します。
8	銀行告示第270条の6第3号	当該条文中にある「第270条の2第1項第3号に掲げる要件の全てを満たすもの」との記載を踏まえ、「適格」中央清算機関を前提としているのか確認させて頂きたい。	貴見の通りです。
9	銀行告示第270条の7他	<p>中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーについて、リスクのマーヅン期間の調整が可能とされている。</p> <p>一方、暫定規則では、適格中央清算機関と適格中央清算機関以外の中央清算機関の取扱いが分けられており、適格中央清算機関についてはパラグラフ110～125までが適用され、適格中央清算機関以外の中央清算機関についてはパラグラフ126と127が適用されることとされており、適格中央清算機関以外の中央清算機関に対しては、リスクのマーヅン期間の調整</p>	貴見の通りです。ご意見を踏まえ、関連条文を修正させていただきます。

番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		等は適用すべきではないのではないか。	
10	銀行告示 第270 条の8	清算基金の信用リスク・アセットの額については、2つの手法が提示されているが、銀行の判断により、いずれの手法を選択しても良いのか、明確化頂きたい。	清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、清算機関ごとに異なる手法を用いることも許容されています。
11	銀行告示 第270 条の8第 2項	“EBRMi”に「当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額」とあるが、当初証拠金額を加える事由を確認させて頂きたい。	EBRMi は当初証拠金以外の信用リスク削減手法を適用した後の適格中央清算機関から清算参加者へのエクスポージャーの額に当たることから、エクスポージャーに対して当初証拠金の額を加えることが必要となります。
12	銀行告示 第270 条の8第 2項	第1号の“A(Net, i)”については、「派生商品取引に関してカレント・エクスポージャー方式で算出した場合のアドオンを除く」とあるが、暫定文書では、派生商品取引のアドオン部分等として定義されているのではないかと。 また、その場合には、第7号の“DF(CCP)”は、「 $\sum A(Net, i)$ 」の額の割合に応じた額」で区分される旨記載されているが、暫定文書におけるEAD割合と異なる定義になるのではないかと。	前段については、貴見の通りです。ご意見を踏まえ、関連条文を修正します。 後段については、前段のご指摘に伴う修正で解消されるものと認識しております。
13	銀行告示 第270 条の8第 2項	「“DF(CM)”が零を上回らない場合は、各清算参加者の未拠出の清算基金の額を清算基金の額とみなして」とあるが、本件は、全直接清算参加者に対する所要自己資本の額の配分（つまり、“K(CM)”の算出式）のみに使用するものとの理解で良いか。	貴見の通りです。ご意見を踏まえ、趣旨を明確化させていただきます。